

令和 8 年 7 月診療分までの自己負担限度額

☆ 70歳未満の自己負担限度額 * 暦月ごと・人ごと・医療機関ごと（医科と歯科、通院と入院は別計算）に計算。
同世帯で同月内に別計算した分でも、21,000円以上の自己負担が2回以上あれば合算対象。

所得区分		3回目まで 過去12ヶ月間に一つの世帯での支給が3回目まで	4回目以降 過去12ヶ月間に一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降
旧ただし書き所得※1 901万円超※2	ア	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	イ	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	ウ	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
旧ただし書き所得 210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※1 旧ただし書き所得＝前年の総所得額等－基礎控除43万円
※2 所得不明(未申告者)を含む世帯

☆ 70歳以上75歳未満の自己負担限度額 * 暦月ごと（一般／低所得者Ⅰ／低所得者Ⅱの外来は、個人ごとに医療機関、歯科の区別なく合算して計算）
* 後期高齢者医療制度対象者を除く

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	限度額認定証の申請
現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得 690万円以上）	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は+ (医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降は140,100円※1)		不要
	Ⅱ（課税所得 380万円以上）	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は+ (医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降は93,000円※1)		<u>必要</u>
	Ⅰ（課税所得 145万円以上）	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は+ (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円※1)		
一般 課税所得145万円未満		18,000円 年間144,000円※2	57,600円 (4回目以降は44,400円※1)	不要
住民税 非課税 世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	<u>必要</u>
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※1 過去12ヶ月間に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合
※2 年間＝8月1日～翌年7月31日